◎新潟県告示第1041号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

令和２年９月18日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　処分をした年月日　令和２年９月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名　株式会社カトー　代表取締役　加藤　昌樹

３　主たる営業所の所在地　新潟県燕市吉田寿町４－１

４　許可番号　新潟県知事（般・特－30）第41520号

５　処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲　管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(2) 停止を命ずる期間　令和２年９月24日から令和２年11月22日までの60日間

６　処分の原因となった事実

株式会社カトーの社員は、燕・弥彦総合事務組合発注の複数の管工事に係る制限付き一般競争入札に関し、燕市元職員から当該工事の工事価格の教示を受け、その情報をもとに入札を行い同社に落札させるなど、偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をしたとして、令和２年７月17日に新潟地方裁判所において、公契約関係競売入札妨害罪により、懲役１年（執行猶予３年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第１項第２号に該当する。